

令和6年第3回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和6年3月7日(木) 午後1時30分から午後2時20分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (20人)

会 長	20番	谷 則男
委 員	1番	岡本 三枝子
	2番	中村 貴子
	3番	北澤 良祐
	4番	菊岡 祐一
	5番	奥村 郁雄
	6番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	8番	小出 正和
	9番	阪部 幸弘
	10番	森澤 明
	11番	太田 健市
	12番	中川 善宏
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	森島 孝司
	16番	吉田 真己
	17番	畑中 恭伸
	18番	新井 泉次
	19番	木村 正樹

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第 3号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見について

日 程 第 5 議案 第 5号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日 程 第 6 議案 第 6号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

日 程 第 7 報告 第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 8 報告 第 5号 農地法第4条第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 9 報告 第 6号 農地法の形状変更届について(専決)

日 程 第 10 報告 第 7号 農地の現況確認について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 村井 萌晟
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中14名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和6年第3回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、15番 森島委員、16番 吉田委員よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号3番について事務局から説明いたします。</p> <p>当該案件は、譲受人の監査役が●●委員となっている案件です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。</p> <p>●●委員の退席をお願いします。</p>

会 長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号4番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、
第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長

受付番号5番について事務局から説明いたします。

当該案件は、譲受人が●●委員となっている案件です。
農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議
案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。

●●委員の退席をお願いします。
(関係委員退席)

それでは、退席が終わりましたので事務局から説明をお願いいたします。

事務局

受付番号5番について説明します。
内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市久世 ● ●●、譲受人は城陽市上津屋
●● ●●です。
権利の種類は3条の有償移転です。

会 長

対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告いたします。

事務局

●●委員はお茶を中心に農地を適正に耕作・管理されており、適格性等について問題
ないと考えますのでご審議ほどよろしくお願いいたします。

会 長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。

会 長 受付番号6番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号6番について説明します。

内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市観音堂 ●●● ●●、譲受人は城陽市観音堂 ● ●●です。

権利の種類は3条の有償移転です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告いたします。

担当委員 報告いたします。譲受人は家族で農業経営されており、所有農地は適切に管理されているので問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号6番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 日程第4、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見についてを上程し、受付番号1番から3番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番から3番については同一譲受人のため、とりまとめて説明いたします。

受付番号1番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は田 面積は52平方メートル

譲渡人は、宇治市木幡 ●● ●●

受付番号2番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は田 面積は49平方メートル 他1筆 計2筆

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号3番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長

受付番号4番と5番を事務局から説明いたします。

事務局

受付番号4番と5番については同一譲受人のため、とりまとめて説明いたします。

受付番号4番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は田 面積は3, 176平方メートル
譲渡人は、城陽市寺田 ●● ●●●

受付番号5番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は畑 面積は121平方メートル 他4筆 計5筆
合計700.8平方メートル

譲渡人は、城陽市寺田 ●●● ●●

譲受人は、いずれも京都市伏見区 ●●●●●●●● ●●●●● ●● ●●

転用理由は、自社の露天資材置場として利用するためです。

市街化調整区域、農業振興地域内、農用地ではありません。

現況は田、西側は畑、南側は里道、東側、北側は道路です。

雨水排水敷地内に会所柵を設置し、東側水路に排水します。

汚水・生活雑排水はありません。

文化スポーツ推進課からは、

- ・申請の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地下水主遺跡に該当します。地面の掘削を伴う工事実施の場合、文化財保護法に基づく届出が必要です。

農政課からは、

- ・周辺農地に影響が出ないように願います。

環境課からは、

- ・現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは、

- ・申請地南側に存する里道等を取り込まないよう注意してください。
- ・申請地東側に存する水路を取り込まないよう注意してください。
- ・里道に関する工事を行う場合は、里道等管理条例による協議をお願いいたします。
- ・水路に関する工事を行う場合は、水路等管理条例による協議をお願いいたします。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。
- ・府道に関する工事を行う場合は、管理者である山城北土木事務所と協議願います。

南部土地改良区からは、

- ・雨水排水については、排水計画図面のとおり施工し転用地東側の水路へ放流すること。
- ・排水計画を含む全体計画図を提出し、計画図面のとおり施工すること。
- ・資材については油等近隣農地に影響の出るものを取り扱わないこと。
- ・境界に擁壁等を設置する場合は、隣接耕作者の要望を十分考慮し設置すること。
- ・今回の転用に関する内容を十分に説明されたのち、隣接耕作者の同意書を添付すること。
- ・転用地南側に布設してある水田用の取水口については、用水が漏れないようキャップ止めをすること。
- ・転用地南側の擁壁は、里道から60cm後退して設置すること。
- ・その他諸問題が生じた場合及び農家組合・土地改良区の要望については、誠意をもって対応すること。

等の意見が付されております。

資料2に位置図等を添付しております。

会 長

本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。事務局説明どおりであり、特に問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号4番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長

日程第5、議案第 5号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認(利用権貸借)についてを上程し、受付番号4番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号4番について説明します。

本案件は令和3年4月1日から令和6年3月31日で設定された利用権設定の再設定です。権利の種類は使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市奈島 ●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。●●●●●●●●●●は経営農地を適正に管理されており、問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号4番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号5番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号5番について説明します。

本案件は令和元年5月1日から令和6年4月30日で設定された利用権設定の再設定です。権利の種類は使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市平川 ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。息子と共に水稻耕作も受委託されており、所有農地も適正に管理されており、問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号5番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号6番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号6番について説明します。

本案件は令和5年5月1日から令和6年4月30日で設定された利用権設定の再設定です。権利の種類は使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市枇杷庄 ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。兄弟で農地を適正に管理されており、問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

会 長 受付番号10番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号10番について説明します。
本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農業経営に専念されており、経営農地は適正に管理されており、問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号10番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第6、議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認(一括方式)についてを上程し、受付番号1番と2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番と2番については同一借受人のため取りまとめて説明いたします。

受付番号1番について説明します。
本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
本案件は中間管理機構を利用して貸借するものです。

受付番号2番について説明します。
本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
本案件は中間管理機構を利用して貸借するものです。
借り手はいずれも城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。借り手はお茶栽培を中心にされている専業農家であり、経営農地は適正に管理されており、問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号1番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号2番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号3番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号3番について説明します。
本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
本案件は中間管理機構を利用して貸借するものです。
借り手は城陽市市辺 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。借り手は数カ所で受委託した農地を耕作されており、問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員

借り手は若い方ですが、認定農家となっておりますか。

事務局

認定農家ではありません。

●●委員

認定農家となれるようにご指導をお願いします。

会 長

他に質疑はありませんか。

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号3番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

会 長

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

事務局

日程第7、報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号7番と8番について事務局から説明いたします。

受付番号7番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。

受付番号8番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、宇治市広野町 ●● ●●です。

会 長

只今、事務局から説明を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

事務局

日程第8、報告第5号 農地法第4条第1項の規定による届出について専決しました。受付番号1番について事務局から説明いたします。

受付番号1番について説明します。

土地の所在は、城陽市平川 地目は畑 面積は456平方メートル

申請人は、城陽市平川 ●● ●●です。

場所は市街化区域です。

露天駐車場として利用するため転用されます。

すでに土地の一部を石材置場と自家用車保管のためのカーポートとして利用しているため、顛末書が提出されています。

隣接地に農地はありません。

雨水は砂利敷の自然浸透にて排水します。

環境課

- ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課

- ・申請地西側に存する里道等を取り込まないように注意してください。
- ・里道等に関する工事を行う場合は、里道等管理条例による協議をお願いいたします。
- ・市道に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願い致します。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

都市政策課

- ・●●●●●●●●の既存建物の敷地の増にあたる場合、開発許可が必要になります。京都府山城北土木事務所において、手続きの可否を確認してください。

文化・スポーツ推進課

- ・申請の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地平川廃寺に該当します。また、国史跡「●●●●」に隣接し重要な遺構が想定されるため、取扱いについて協議願います。との意見が付されております。

資料3に位置図等を添付しております。

会 長

本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。事務局説明どおりであり、石材とカーポートについては顛末書を提出されており周辺に農地はないことから問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。

●●委員

掘削した際に文化財が出てきた場合はどうなるのですか。

事務局

文化・スポーツ推進課と府で調整のうえ対応されます。

会 長

他にご意見・ご質問はございませんか。
ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します

事務局

日程第9、報告第 6号 農地の形状変更届について専決しました。受付番号1番に

ついて事務局から説明いたします。

受付番号1番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

申請人は、城陽市寺田 被相続人 ●● ●●、法定相続人代表 ●● ●●●です。

資料4に位置図を添付しております。

会 長

只今、事務局から説明を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。

日程第10、報告第7号 農地の現況確認についてを専決しました。受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号1番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

土地の所在は、城陽市市辺です。

申請人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

過去に農地転用されており、農地台帳から除外されていましたが、現在まで農地として利用されています。今回、●●氏から現況確認申請が提出され、2月6日に●●委員と事務局で現地を確認し、農地として耕作されていることが確認できたため、農地台帳に登載することとなりました。

資料5に位置図を添付しております。

会 長

本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。私の所有農地にも近く、長年にわたり野菜耕作されていることを確認しておりますので、問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第10を終了します。

以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第3回定例総会を終了致します。

す。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員